

報告第6号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年5月16日提出

新居浜市長 佐々木 龍

平成22年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）



専決第6号

処 分 書

平成22年度 新居浜市一般会計補正予算(第8号)について

平成22年度新居浜市一般会計補正予算(第8号)を次のとおり定める。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成23年3月31日

新居浜市長 佐々木 龍

平成22年度 新居浜市一般会計補正予算(第8号)

平成22年度新居浜市一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175,234千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,508,446千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市税		18,512,385	340,000	18,852,385
	1. 市民税	7,458,036	220,000	7,678,036
	2. 固定資産税	9,037,502	120,000	9,157,502
6. 地方消費税交付金		879,000	237,556	1,116,556
	1. 地方消費税交付金	879,000	237,556	1,116,556
10. 地方交付税		5,848,530	126,258	5,974,788
	1. 地方交付税	5,848,530	126,258	5,974,788
18. 繰入金		61,440	112,220	173,660
	2. 特別会計繰入金	—	112,220	112,220
21. 市債		5,878,959	△640,800	5,238,159
	1. 市債	5,878,959	△640,800	5,238,159
歳入合計		46,333,212	175,234	46,508,446

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総務費		5,242,225	175,234	5,417,459
	1. 総務管理費	4,304,801	175,234	4,480,035
3. 民生費		18,691,867	—	18,691,867
	1. 社会福祉費	9,645,264	—	9,645,264
歳 出 合 計		46,333,212	175,234	46,508,446

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
社会福祉施設整備事業	千円 1,161,900	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	% 年4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	千円 521,100	補正前に同じ	% 補正前に同じ	補正前に同じ
計	5,878,959	—	—	—	5,238,159	—	—	—